

利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社リベラル（以下、「当社」といいます。）がこのウェブサイト上で提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。登録ユーザーの皆さま（以下、「ユーザー」といいます。）には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条（適用）

1. 本規約は、ユーザーと当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。
2. 当社は本サービスに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

第2条（利用登録）

1. 本サービスにおいては、登録希望者が本規約に同意の上、当社の定める方法によって利用登録を申請し、当社がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。
2. 当社は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- ① 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- ② 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
- ③ その他、当社が利用登録を相当でないと判断した場合

第3条（ユーザーIDおよびパスワードの管理）

1. ユーザーは、自己の責任において、本サービスのユーザーIDおよびパスワードを適切に管理するものとします。
2. ユーザーは、いかなる場合にも、ユーザーIDおよびパスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。当社は、ユーザーIDとパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーIDを登録しているユーザー自身による利用とみなします。
3. ユーザーID及びパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4条（利用料金および支払方法）

1. ユーザーは、本サービスの有料部分の対価として、当社が別途定め、本ウェブサイトに表示する利用料金を、当社が指定する方法により支払うものとします。

第5条（禁止事項）

ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

1. 法令または公序良俗に違反する行為
2. 犯罪行為に関連する行為
3. 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為

4. 当社、ほかのユーザー、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
5. 本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
6. 当社のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
7. 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
8. 他のユーザーに関する個人情報等を収集または蓄積する行為
9. 不正な目的を持って本サービスを利用する行為
10. 本サービスの他のユーザーまたはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
11. 他のユーザーに成りすます行為
12. 当社が許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
13. 面識のない異性との出会いを目的とした行為
14. 当社のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
15. その他、当社が不適切と判断する行為

第6条（本サービスの提供の停止等）

1. 当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、ユーザーに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - ① 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
 - ② 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
 - ③ コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
 - ④ その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合

2. 当社は、本サービスの提供の停止または中断により、ユーザーまたは第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとしします。

第7条（利用制限および登録抹消）

1. 当社は、ユーザーが以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、ユーザーに対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、またはユーザーとしての登録を抹消することができるものとしします。
 - ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - ② 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - ③ 料金等の支払債務の不履行があった場合
 - ④ 当社からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
 - ⑤ 本サービスについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
 - ⑥ その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
2. 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第8条（退会および失効）

1. ユーザーは、当社の定める退会手続により、本サービスから退会できるものとしします。
2. ライセンス期間終了日までに利用料金の支払いが確認出来ない場合には、ライセンス失効により本サービスの利用を停止します。

第9条（保証の否認および免責事項）

1. 当社は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠

陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。)がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。

2. 当社は、本サービスに起因してユーザーに生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。
3. 前項ただし書に定める場合であっても、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為によりユーザーに生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当社またはユーザーが損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。また、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為によりユーザーに生じた損害の賠償は、ユーザーから当該損害が発生した年に受領した利用料の額を上限とします。
4. 当社は、本サービスに関して、ユーザーと他のユーザーまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第10条（サービス内容の変更等）

当社は、ユーザーに通知することなく、本サービスの内容を変更しまたは本サービスの提供を中止することができるものとし、これによってユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第11条（利用規約の変更）

当社は、必要と判断した場合には、ユーザーに通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。なお、本規約の変更後、本サービスの利用を開始した場合には、当該ユーザーは変更後の規約に同意したものとみなします。

第12条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、当社「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

第13条（通知または連絡）

ユーザーと当社との間の通知または連絡は、当社の定める方法によって行うものとします。当社は、ユーザーから、当社が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時にユーザーへ到達したものとみなします。

第14条（権利義務の譲渡の禁止）

ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第15条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本サービスに関して紛争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

第16条（表記のルール）

ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下のルールに従った表記とすること。ここに規定のない事案については、当社が総合的に判断させていただく場合があります。

1. 会員募集表示の禁止

会員募集及び、会員募集が目的のプラン、会員制度の概要及び誘引する表記は禁止とします。(ただし、「会員制度あり」のみを表示することは可とします)

2. モニタープランの制限

1. モニターの募集は、旅行業公正取引競争規約で下記の内容を定めています。本サービス上で、モニタープランを設定する場合は、下記に準じた対応が必要です。
 - ① 掲載会社の自社商品 (宿泊プランなど)のモニターであること。
 - ② 対価がモニターとしての役務と見合わせて妥当であること。モニターとしての報告は、原稿用紙・アンケートなどによるものとし、その対価としては社会的にみてその役務に相応する報酬でなければなりません。また、物品もその対象となります。
 - ③ 利用代金とモニターの対価が区別されていて、報酬の支払いが旅行後(宿泊後)に行われること。役務対価の支払いが、旅行終了後ではない場合はモニターとみなされない。また、モニターによりあらかじめ減額された価格(モニター価格)を記載することは不可。
2. モニター募集の表記に関しては、以下の項目を明記するものとします。
 - ① 応募者に条件がある場合、その条件。
 - ② モニター対象事項。(食事について、施設についてなど)
 - ③ 報告書の形式。(用紙のサイズ、枚数、○×式か記述式かなど)
 - ④ 提出期限がある場合はその期限。
 - ⑤ 報酬。(金銭や授与される物品など)

3. 景品規約と注意すべき表記について

「景品」や「懸賞」を表す文言を使用した場合は、景表法上の制限を受けません。特にご注意ください。

【景品規制の概要】

商品サービスの質や価格面での健全な競争は、事業者・カスタマー双方にとって有益ですが、過大な景品類での“競争”がエスカレートすると、商品・サービスそのものの競争に力を入れなくなり、カスタマーも景品類に惑わされ、質のよくないものや割高なものを買わされてしまうなど、結果的に不利益を被ることになってしまいます。このため景品表示法では、景品類の最高額・総額などを規制し、過大な景品類による不健全な競争を防止しています。(詳細は消費者庁HPを参照)

4. クチコミ投稿を条件とする、または投稿に対し利益を提供するプランの禁止

1. クチコミ投稿をサービス提供の条件としたり、投稿をすることで利益提供を受けられるようなプラン表記は不可とします。
2. クチコミ投稿を禁止する、または、評価、投稿内容に制限を加えるプランは不可とします。

5. クーポン表示の禁止

自社クーポンの掲載は不可とします。

6. 「オープン」「リニューアルオープン」といった用語の制限

1. 「オープン」について

<施設に使用する場合>

「オープン」とは、「開業した」という意味で使用し、時期または経年数を明記するものとします。

<施設の各(付帯、付属)施設に使用する場合>

「オープン」とは、各(付帯、付属)施設が「新たに造られた」という意味で使用し、施設名を併記するものとします。ここでいう「各(付帯、付属)施設」とは、客室以外の全てを指すものとします。

<周辺情報に使用する場合>

「オープン」は、「開業」「開始」という意味でのみ使用できるものとします。

<経営者変更、経営権譲渡の場合>

経営者変更、経営権譲渡のみの場合は、「開業」の意味での「オープン」の使用はできません。ただし、経営権の引き継ぎの時期または建物の経年数を明記した場合は使用することができるものとします。

2. 「リニューアルオープン」について

<施設に使用する場合>

「リニューアルオープン」とは、施設が改装して開業する場合「改装した」という意味で使用し、時期または経年数を明記するものとし、ここでいう「改装」とは、建物の基本構造はそのままです。ここですべてを造り直すことを指します。

<施設の一部に使用する場合>

施設の一部の改装を「リニューアルオープン」とする場合は、時期または経年数と、どこを改装したかを明記しなくてはなりません。

7. 客観的指標 (各種ランキング) に係る表示の制限

各種ランキングの結果を表記する場合、その指標の出典として、以下①～②を必掲とします。③,④は任意となります。キャッチコピーで使用する場合は、本文の場合には本文に全て記載してください。

- ① ランキング・コンテストの名称／ランキング掲載媒体名／コンテスト実施法人・機関名のいずれか
- ② 発売年号数(発表月)、または発表年(と月) ※()内は月更新のもののみ必須
- ③ 評価項目、評価部門
- ④ 順位または点数等

8. 日の定義

<平日料金>

・平日とは、休前日とならない日曜～金曜・祝祭日泊 (または利用) とします。

<休前日料金>

・土曜日及び祝祭日の前日泊 (または利用) とします。

※上記の他に繁忙期等、特定の期間を休前日と定めています。

<特定日または特定期間の料金表記>

・特定日または特定期間の料金を記載する場合、その日程が"いつ"であるか期間を特定することとします。

9. 皇室・皇族に関する表記の制限

1. 本サービスでは、天皇および皇室に関係することを、商業目的 (広告など) で表現することは、差し控える運用としております。規定として、皇族・皇室に関することは一切表記不可としています。
2. 「宮内庁御用達」といった表記もできません。「取引先・宮内庁」といったように、ただ単に事実を述べるのみについての表記は可能です。

第17条 (関係法令と表記に関するお願い)

1. 旅行業に係る注意点

本サービスでは、旅行商品にあたるものの販売は行なえません。

◆旅行業の定義

「旅行業」とは、①「報酬」を得て、以下の②「行為」を行う③「事業」のこと

① 報酬：以下の②の「行為」に対して、対価を得ること

② 行為：

ア. 旅行者のために、他人の経営する宿泊機関、運送機関が提供するサービスを受けることについて、代理して契約を締結したり、媒介・取次を行うこと

イ. 他人の経営する宿泊機関、運送機関を利用して、旅行者に対して、宿泊・運送サービスを提供すること

③ 事業：意思を持って上記の行為を繰り返して行うこと

◆本サービスにおいては、以下の点にご注意ください。

宿泊と現地までの交通手段を併せて提供する商品は、その商品内容により旅行業にあたる可能性があるため、特にご注意ください。

2. 温泉表示に係る注意点

(1) 温泉の効能として表記できる範囲

温泉の効果効能表示について以下の適応症例に表示されているもののみ表記することができます。

＜療養泉の適応症＞

一般的適応症 (浴用)

＜泉質別適応症 (療養泉以外の温泉) ＞

療養泉の一般的適応症 (浴用)に泉質別適応症を加えたものとします。

泉質別適応症は医師の認定のもと、都道府県知事により、各温泉別に検査・認定されておりますのでご確認ください。

※一般的適応症 (浴用)

筋肉又は関節の慢性的な痛みまたはこわばり (関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期)、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え症、末梢循環障害、胃腸機能の低下 (胃がもたれる、腸にガスがたまるなど)、軽症高血圧、耐糖能異常(糖尿病)、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状(睡眠障害、うつ状態など) 病後回復期、疲労回復、健康増進

(2) 効能表記に係る本サービスにおけるルール

温泉の効能とは、その泉質に医治効果があるということを示しますが、効能は全ての利用者に適応するものではありません。そのため断定的な表現はできません。「治る」「美肌」は「効果がある」の表記として下さい。

(3) 汲み湯

汲み湯とは、温泉を持たない宿泊施設が、他の宿泊施設や源泉などから湯を運び入れることをいいます。温泉営業許可を得た場合は、「温泉」と表記することができます。この際、「汲み湯」である旨は特に明記する必要はありません。

(4) 飲用・食用としての表示

飲用・食用に温泉を提供する際には、都道府県知事から飲泉(飲用)としての営業許可を得る必要があるため、ご注意ください。

(5) 混浴

原則として「混浴」との表記をすることは可能ですが、営業形態や施設形態によっては公衆浴場法に基づく営業形態とみなされ、各都道府県の公衆浴場に関する条例により＜ 10歳以上の男女の混浴 ＞が禁じ

られている場合があります。そのような場合には、「混浴」との表記ができませんので、ご注意ください。

(6) 人工温泉

人工的に温泉の成分を湯に添加（温泉物質成分を含有した岩などを浴場を使用するなど）したものは「人工温泉」と表記するなどし、「天然温泉」と誤認されないようご注意ください。

(7) 天然温泉表記

源泉に加水・加温・循環ろ過などを行っているにもかかわらず、「源泉100%」「天然温泉100%」など、源泉をそのまま利用しているような強調表示を行うことは、消費者の誤認を招く恐れがありますので、このような表記を行うことはできません。また、「天然温泉」との表記を行う場合には、併せて、加水・加温・循環ろ過装置の使用の有無に関する情報を表示する必要があります。（「天然温泉」という単独表現は不可）

<温泉利用事業者が掲示しなければならない項目>

※掲示を行う際には、あらかじめ都道府県知事等への届け出が必要です。（温泉の成分等の掲示の届出）（同法施行規則第7条）

- ① 源泉名
- ② 温泉の泉質
- ③ 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- ④ 温泉の成分
- ⑤ 温泉の成分の分析年月日
- ⑥ 登録分析機関の名称及び登録番号
- ⑦ 浴用又は飲用の禁忌症
- ⑧ 浴用又は飲用の方法及び注意
- ⑨ 温泉に水を加えて公共の浴用に利用する場合は、その旨及びその理由
- ⑩ 温泉を加温して公共の浴用に利用している場合は、その旨及びその理由
- ⑪ 温泉を循環させて公共の浴用に利用する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨含む）及びその理由

- ⑫ 温泉に入浴剤等を加え、または温泉を消毒して利用する場合は、入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

＜平成19年10月20日施行＞温泉法改正（温泉法第18条第3項及び同法を改正する政令第1条）

温泉利用事業者における、温泉成分の定期的な分析（10年ごと）、その結果に基づく掲示内容の更新が義務付けられました。

- ① 平成12年1月1日以前に成分分析を行っている場合や分析年月日が不明な場合は、平成21年12月31日までに温泉成分再分析と、その結果に基づく内容の掲示が必要です。
- ② 平成12年1月2日以降に成分分析を行っている場合、分析書記載の分析終了年月日から10年以内に、温泉成分再分析と、その結果に基づく内容の掲示が必要です。
- ③ 以後10年以内に温泉成分再分析と、それに基づく内容の掲示が必要です。

3. 薬事法 医療法の注意点

(1) 薬事法に関する表記上の注意点

薬事法は、「医薬品」「医薬部外品」「化粧品」「医療機器」の4つを規制する法律であり、入浴する温泉そのものの効能効果の表示については、薬事法による規制はありません。もっとも、温泉水を健康食品として販売したり、入浴剤などの医薬部外品を販売したりする場合には、薬事法が問題になることがあります。

(2) 医療法に関する表記上の注意点

病院、診療所などは「医療法」に定められた事項以外は広告することができません。

- ① 称号、経歴及び技能、治療方法、設備の内容などの表示ができません。
- ② 医療法により疾病の治療をする場所であって、病院または診療所でないものは、相談所、研究所などの名称を使った病院・医院の広告とみなされるものは掲載できません。
- ③ 催眠術治療、または指導を表現したものは掲載できません。

4. 不正競争防止法に係る注意点

不正競争防止法は、事業者間の不正競争を防止するための法律です。ある事業者が長年の努力の積み重ねによって築き上げた「知的財産」について、ただ乗り（フリーライド）や毀損行為を行うことを禁止しています。

① 商品・営業主体を混同惹起する行為

他人の商品など表示(人の業務に係る氏名、商号、商標など商品または営業を表示するものなど)として、需要者の間に広く認識されているものと同一もしくは類似の表示を使用して、他人の商品と混同させる行為。

② 著名表示使用行為

他者が長年の営業努力によって著名となった商品など表示について、第三者が無断で使用する行為。著名表示の保有者と当該著名表示との結びつきを希釈化したり、著名表示が汚染されるという不利益を与える行為として禁止されています。

③ 商品形態模倣行為

他人が資本、労力を投下して市場に出した商品を、そのまま模倣(他人の商品の形態に依拠して、実質的に同一の形態の商品を作り出すこと)し、その模倣商品を譲渡、貸渡し、譲渡または貸渡のために展示などする行為。

5. 肖像権・氏名権 パブリシティ権に係る注意点

自然人は、人格権に基づき、自己の肖像・氏名を自己の承諾なく第三者に利用されない権利(肖像権・氏名権)を有していると考えられています。また、芸能人やスポーツ選手など容貌や姿態が著名な人については、その肖像・氏名に顧客吸引力があり経済的な利益が認められることから、パブリシティ権(氏名・肖像から生じる経済的利益を排他的に支配する権利)があると考えられています。そのため、他人の肖像・氏名を無断で利用することは、肖像権、氏名権、パブリシティ権の侵害にあたる場合があります。他人の氏名を利用する場合や、他人が写りこんだ写真(肖像)を利用する場合には、原則として、当該他人である本人の許諾を得るか、または、個人が特定できないように処理(顔にぼかしをいれるなどの処理)した上で掲載するようにしてください。公共の場で写された写真に、小さく写りこんでいる場合などであっても、念のため、上記の許諾または処理を行った上で掲載することを心がけてください。

6. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権に係る注意点

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などを総称して知的財産権と呼びます。特定の商品名などを十分な確認のないまま使用すると、知的財産権侵害のトラブルになる場合があります。他人の知的財産権にかかる権利を使用する際には、権利者を確認し、許諾を受ける必要があります。

7. オリンピック表記

JOC (公益財団法人日本オリンピック委員会) のマーク・エンブレム、オリンピックやアジア大会等の知的財産やイメージは、日本国内では、「商標法」「不正競争防止法」等により保護されています。また、日本国政府は国際オリンピック委員会に対し、オリンピックの知的財産やオリンピックイメージ等の保護を制約しています。そのため、IOC(国際オリンピック委員会) NOC (各国・地域の国内オリンピック委員会) OCOG (オリンピック大会の組織委員会) とスポンサー契約を結んだ企業、JOC マーケティングに参加している企業を除き、JOCのマーク・オリンピックのイメージ等を広告に使用することは出来ません。また、パラリンピックに関してもオリンピックと同様の考え方とし、「パラリンピック」を想起させる広告になってはなりません。

8. 動物愛護法に係る注意点

正式名称は「動物の愛護及び管理に関する法律」といいます。動物の虐待などの防止や動物取扱業者の届出制(動物園や水族館の運営や宿泊施設でペットを預かる場合などは、動物取扱業者の届出が必要) など、動物の適正な管理など定めた法律です。(以下、「動物愛護法」と省略します)

<動物愛護法の対象となる者>

動物 (実験動物・産業動物除く、哺乳類、鳥類または爬虫類) の取扱業者 (販売、保管、貸出、訓練、展示、その他政令で定める取扱いを業として行う者) を営もうとする者は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事または政令市の長の登録を受けなければなりません。

9. 旅館業法に係る注意点

＜宿泊営業許可について＞

宿泊施設の営業には旅館業法で定められた宿泊営業許可が必要となります。本サービスにご参画いただく場合、宿泊営業許可を得ている施設であることが条件となります。また、参画中宿泊営業許可の内容に変更があった場合には、ご連絡をお願いします。

※グランピングテント、トレーラーハウスなども同様

10. 消費者契約法に係る注意点

＜消費者契約法について＞

消費者契約法とは、「誤認」などにより基づいてなされた契約について、消費者に契約の取消権を付与することなどを規定した法律となります。以下のような場合に、消費者はキャンセル料を支払わずに契約を取り消すことができるものとされています。

① 不実告知

重要事項 (契約の目的となるものの質、用途その他の内容、対価その他の取引条件であって、契約を締結するか否かについての判断に通常及ぶべきもの) について、事実と異なることを告げること。

② 断定的判断の提供

契約の目的となるものに関し、将来における変動が不確実な事項について、契約締結の勧誘の際、断定的に情報を提供すること。

③ 不利益事実の不告知

消費者に対して、ある重要事項またはその重要事項に関連する事項について、消費者の利益となる旨を告げて、その重要事項について消費者の不利益となる事実を事業者が故意に告げなかったこと。

11. その他注意いただきたい表現に関するお願い

特定の人々を誹謗・中傷する表現、偏見を肯定・助長する表現、などの名誉毀損に該当する表現や差別的表現は掲載できません。いわゆる差別語などの「言葉」そのものだけでなく、前後の文脈やビジュアルなど表現全体にもご留意ください。

＜風俗営業などの規制及び業務の適正化に関する法律＞

「ゲームセンター」「遊戯施設」「バー」「カラオケスナック」などの設備がある旨の表記については、風俗営業などの規制及び業務の適正化に関する法律(以下「風営法」という。)に基づいて、公安委員会の許可を得ている場合に限り、可能とします。

以上

制定：2021年11月26日
改訂：2022年02月17日
改訂：2022年04月12日
改訂：2022年04月22日
改訂：2022年05月20日